文化観光推進事業Q&A

<補助事業者が作成する交付要望書等について>

- 1. 本補助事業は、文化観光推進法に基づいて認定された拠点計画や地域計画の取組に関するものであり、応募した事業は必ず採択されますか。また、認定計画の計画期間が5年間で、本補助事業も5年間にわたる事業の場合、2年目以降の事業は必ず採択されますか。
- 2. 本補助事業に応募した同一内容の事業について、他の補助事業と重複して補助を受けることはできますか。
- 3. 地域計画に複数の文化観光拠点施設がある場合、本補助事業による申請はそれぞれ行うことが必要ですか。それとも1つの館だけしかできないのでしょうか。
- 4. 補助事業者が複数存在する場合は、どのように申請すればいいですか。
- 5. 応募期限までに実行委員会等の設立ができない場合はどうすればいいですか。
- 6. 補助対象事業の実施期間について教えてください。
- 7. 補助金の交付先は誰になりますか。
- 8. 補助金を地域計画の協議会で受け取り、協議会の構成員である文化観光推進事業者に業務を委託することはできますか。
- 9. 補助率について教えてください。また、交付要望額に上限、下限はありますか。
- 10. 補助金の支払時期はいつごろですか。また、概算払制度はありますか。

<補助対象事業について>

- 11. 補助対象事業について教えてください。
- 12. 拠点計画又は地域計画に基づき既存交通の運行回数を増加させる事業を考えていますが、補助対象となりますか。
- 13. 補助事業に係る振込手数料は補助対象になりますか。
- 14. 補助事業完了後、協議会の構成団体への支払いに係る振込手数料は補助対象となりますか。
- 15. 印刷物の作成部数に上限はありますか。

<その他について>

16. 本事業は、政治資金規正法第22条の3における「補助金」に該当しますか。

<補助事業者が作成する交付要望書等について>

1. 本補助事業は、文化観光推進法に基づいて認定された拠点計画や地域計画の取組に関するものであり、応募した事業は必ず採択されますか。また、認定計画の計画期間が5年間で、本補助事業も5年間にわたる事業の場合、2年目以降の事業は必ず採択されますか。

本補助事業においては、文化庁に提出された書類に基づき内容を精査のうえ、拠点計画や地域計画の認定後に、採否を決定しますので、必ず採択されるとは限りません。

また、認定された計画は計画期間が5年間であっても、本補助事業は、毎年、公募を行った上で採否を決定します。今回の募集で採択された事業が来年度以降継続して行う事業であっても、2年目以降の採択を保障するものではありません。

2. 本補助事業に応募したものと同一内容の事業について、他の補助事業と重複して補助を受けることはできますか。

本補助事業において、補助を受けようとする事業と同一内容の事業について、「文化庁が実施する他の補助事業(例:地域文化財総合活用推進事業(日本遺産)等」、「独立行政法人日本芸術文化振興会が実施する助成事業」、「国が実施する他の補助事業」と重複して補助を受けることはできません。

3. 地域計画に複数の文化観光拠点施設がある場合、本補助事業による申請はそれぞれ行うことが必要ですか。それとも1つの館だけしかできないのでしょうか。

複数の文化観光拠点施設がある場合でも、地域計画に記載されている事業である限り、本事業の補助対象となります。補助事業者が単体である場合は、複数の文化観光拠点施設に係る事業があっても一つの申請として行ってください。複数の補助事業者が存在する場合には、応募書類を補助事業者ごとに作成してください。なお、複数の補助事業者から事業計画の提出があった場合でも、一つの拠点計画又は地域計画に基づく事業として、一体的に審査を行うため、一方の事業計画の内容が他方の事業計画の採択に影響することがあることも踏まえ、十分な調整を行ってください。

4. 補助事業者が複数存在する場合は、どのように申請すればいいですか。

補助事業者が複数存在する場合は、本事業への応募書類については、補助事業者ごとに作成してください。書類の提出は、可能な限り、いずれかの補助事業者がとりまとめ、全ての補助事業者の応募書類を送付してください。その際、事業内容に重複等がないよう、また、補助上限額を超えないよう、十分な調整を行ってください。

5. 応募期限までに実行委員会等の設立ができない場合はどうすればいいですか。

応募期限までに実行委員会等の設立ができない場合は、暫定組織でも応募することが可能で す。ただし、原則、採否の決定までには、正式に設立されている必要があります。

6. 補助対象事業の実施期間について教えてください。

補助対象事業の実施期間は、本募集において採択する事業にあっては、交付決定通知以降の日から年度末(3月31日)とします。

7. 補助金の交付先は誰になりますか。

補助金の交付先は、「文化芸術振興費補助金(文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業)交付要綱」第3条第1項に定める補助事業者とします。

8. 補助金を地域計画の協議会で受け取り、協議会の構成員である文化観光推進事業者に業務を委託することはできますか。

補助金を地域計画の協議会で受け取ることは可能ですが、協議会が補助事業者となり、その構成員及び構成団体又はその構成員に対する賃金(補助事業を行うために新規に雇用する場合の賃金を除く。)・報償費の支払い、業務の発注を行うことは全て内部支出に当たり、補助の対象となりません。また、構成員の所属団体(所属団体の構成員も含む)への支出も補助の対象となりません(ただし旅費は除きます)。

協議会の構成員である文化観光推進事業者等への委託が必要な場合は、本事業への申請者を協議会以外の補助事業者とし、文化観光推進事業者へ委託等を行うこと又は別途本補助事業を遂行するための実行委員会等を、文化観光推進事業者を構成員としない形で設立し、文化観光推進事業者へ委託等を行うことが考えられます。

いずれの場合にあっても、委託事業者の選定手続の透明性等に留意し、複数者の見積もりを採るなど、適切に委託等を行ってください。

9. 補助率について教えてください。また、交付要望額に上限、下限はありますか。

補助率は、2/3を限度としています。ただし、認定計画及び補助事業における3年目の中間評価を踏まえ、予算の範囲内において、それ以降の補助額の単価及び上限を定めるものとします。 具体的には次の表のとおりです。

(4年目)

KPI 達成度	単価	補助上限額
120%以上	5000 万円	7000 万円
100%以上~120%未満	3700 万円	4000 万円
100%未満	2500 万円	3000 万円

(5年目)

KPI 達成度	単価	補助上限額
120%以上	3700 万円	4000 万円
100%以上~120%未満	2500 万円	3000 万円
100%未満	2500 万円	3000 万円

また、交付要望額に下限は設けていませんが、 $1\sim3$ 年目までの補助上限は「1認定計画当たり 7500万円」となっております。補助対象事業によっては、補助対象経費に一部上限を設けているものがあります。(別表 2 参照)

10. 補助金の支払時期はいつごろですか。また、概算払制度はありますか。

補助金の支払時期は、原則、補助事業完了後、実績報告書をもとに文化庁において内容を審査し、実際に事業に要した補助金の額を確定した後となります。

概算払制度もありますが、補助金が支払われるまでは、補助対象事業者が経費を立て替える必要があります。

<補助対象事業について>

11. 補助対象事業について教えてください。

補助対象事業については、本応募要項「3 補助事業の対象範囲」をご参照ください。

12. 拠点計画又は地域計画に基づき既存交通の運行回数を増加させる事業を考えていますが、補助対象となりますか。

既存交通の運行回数増加については、計画に記載し認定を受けた場合には、文化観光推進法に

基づき道路運送法の特例を受けることは可能ですが、基本的には補助事業の対象とはなりません。本事業の補助対象としては、拠点施設までのシャトルバス運行、(地域計画の場合)連携する観光施設に停留所を絞って、周遊バスを借り上げる等の事業が想定されます。

13. 補助事業に係る振込手数料は補助対象になりますか。

補助事業期間中における外部事業者との契約に係る振込手数料は補助対象となります。

14. 補助事業完了後、協議会の構成団体への支払いに係る振込手数料は補助対象となりますか。

補助金は、原則、補助事業が完了し、額の確定後に支払われます。補助事業期間外に発生した振り込み行為にかかる費用については補助対象にはなりません。

また、協議会の構成団体への支払に係る振込手数料は、協議会の本来の管理費で負担すべきものであるため、補助対象にはなりません。

15. 印刷物の作成部数に上限はありますか。

印刷物の作成部数に上限は設けていませんが、事業の費用対効果の観点から適正な部数として ください。

くその他について>

16. 本事業は、政治資金規正法第22条の3における「補助金」に該当しますか。

該当します。このため、交付の決定の通知を受けた日から同日後一年を経過する日までの間、 政治活動に関する寄付をすることができません。

- ○政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号) (寄附の質的制限)
- 第二十二条の三 国から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金(試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの及び政党助成法(平成六年法律第五号)第三条第一項の規定による政党交付金(同法第二十七条第一項の規定による特定交付金を含む。)を除く。第四項において同じ。)の交付の決定(利子補給金に係る契約の承諾の決定を含む。第四項において同じ。)を受けた会社その他の法人は、当該給付金の交付の決定の通知を受けた日から同日後一年を経過する日(当該給付金の交付の決定の全部の取消しがあつたときは、当該取消しの通知を受けた日)までの間、政治活動に関する寄附をしてはならない。

 $2 \sim 6$ (略)